

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1

氏名 クリーンセンター花泉有限会社

代表取締役 佐藤 由佳

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年 7月 7日

許可の有効年月日 令和 6年11月24日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (圧縮梱包処理)

取扱う産業廃棄物
・ 廃プラスチック類

以下余白

(2) 中間処理 (造粒固化処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
・ 汚泥

以下余白

(3) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物
・ 廃プラスチック類
・ 紙くず
・ 木くず
・ 繊維くず
・ ゴムくず
・ 金属くず
・ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
・ がれき類

以下余白

(4) 中間処理 (移動式造粒固化施設による造粒固化処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
・ 汚泥

・ がれき類 (セメント系固化剤等を添加した固化土に限る。)

以下余白

(5) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物
・ 廃プラスチック類
・ 紙くず
・ 木くず

(以下、裏面記載)

- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮梱包施設

ア 設置場所 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3
 イ 設置年月日 平成23年7月19日
 ウ 処理能力 廃プラスチック類 3.4t/日 (0.425t/時間)
 エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)
 カ 保管施設 別表のとおり

(2) 造粒固化施設Ⅰ

ア 設置場所 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3
 イ 設置年月日 平成16年6月30日
 ウ 処理能力 汚泥 336m3/日 (42m3/時間)
 エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)
 カ 保管施設 別表のとおり

(3) 造粒固化施設Ⅱ

ア 設置場所 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3
 イ 設置年月日 平成27年4月21日
 ウ 処理能力 汚泥 120m3/日 (15m3/時間)
 エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)
 カ 保管施設 別表のとおり

(4) 破碎施設Ⅰ

ア 設置場所
 ・ (固定式) 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3
 ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3)
 イ 設置年月日 平成16年12月20日
 ウ 処理能力 廃プラスチック類 13.45t/日 (1.681t/時間)
 紙くず 13.45t/日 (1.681t/時間)
 木くず 16.8t/日 (2.101t/時間)
 繊維くず 13.45t/日 (1.681t/時間)
 ゴムくず 16.8t/日 (2.101t/時間)
 金属くず 33.62t/日 (4.203t/時間)
 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 20.17t/日 (2.522t/時間)
 エ 設置許可年月日 平成16年10月25日
 オ 設置許可番号 第104007-17号
 カ 保管施設 別表のとおり

(5) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所
 ・ (固定式) 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3
 ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3)
 イ 設置年月日 平成27年10月19日
 ウ 処理能力 廃プラスチック類 2.88t/日 (0.36t/時間)
 紙くず 4.96t/日 (0.62t/時間)
 木くず 15.12t/日 (1.89t/時間)
 繊維くず 3.28t/日 (0.41t/時間)
 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうち廃石

(以下、2枚目記載)



膏ボードに限る。)

21.44t/日 (2.68t/時間)

エ 設置許可年月日 平成27年8月25日
オ 設置許可番号 第115082-6号
カ 保管施設 別表のとおり

(6) 破碎施設Ⅲ

ア 設置場所
・ (固定式) 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3
・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3)

イ 設置年月日 平成27年10月19日
ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

198.72t/日 (24.84t/時間)

がれき類 198.72t/日 (24.84t/時間)

エ 設置許可年月日 平成27年8月25日
オ 設置許可番号 第115082-7号
カ 保管施設 別表のとおり

(7) 移動式造粒固化施設Ⅰ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73、2番1、2番2、2番3)

イ 設置年月日 平成16年6月30日
ウ 処理能力 汚泥、がれき類 (セメント系固化剤等を添加した固化土に限る。)

336m³/日 (42m³/時間)

エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)

(8) 移動式造粒固化施設Ⅱ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73、2番1、2番2、2番3)

イ 設置年月日 平成27年4月21日
ウ 処理能力 汚泥、がれき類 (セメント系固化剤等を添加した固化土に限る。)

120m³/日 (15m³/時間)

エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)

(9) 移動式造粒固化施設Ⅲ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73、2番1)

イ 設置年月日 平成29年5月15日
ウ 処理能力 汚泥、がれき類 (セメント系固化剤等を添加した固化土に限る。)

480m³/日 (60m³/時間)

エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)

(10) 移動式造粒固化施設Ⅳ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73、2番1)

イ 設置年月日 令和3年1月6日
ウ 処理能力 汚泥、がれき類 (セメント系固化剤等を添加した固化土に限る。)

1200m³/日 (150m³/時間)

エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)

(11) 移動式破碎施設Ⅰ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73、2番1)

イ 設置年月日 令和3年1月6日

(以下、裏面記載)



ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)、がれき類
1400t/日(175t/時間)

エ 設置許可年月日 令和2年12月21日

オ 設置許可番号 第120082-17号

(12) 移動式破碎施設II

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73、2番1)

イ 設置年月日 令和4年4月12日

ウ 処理能力 廃プラスチック類 40.57t/日(5.071t/時間)

紙くず 39.46t/日(4.932t/時間)

木くず 39.46t/日(4.932t/時間)

繊維くず 40.00t/日(5.000t/時間)

ゴムくず 55.38t/日(6.923t/時間)

金属くず 40.57t/日(5.071t/時間)

ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 42.98t/日(5.373t/時間)

がれき類 41.14t/日(5.143t/時間)

エ 設置許可年月日 令和4年3月30日

オ 設置許可番号 第121007-21号

以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

(1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。

(2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。

(3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。

(4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。

(5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。

(6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年11月25日 当初許可

平成15年 4月 3日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずの中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)を追加したこと。)

平成16年 9月10日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に汚泥の中間処理(固化処理)を追加したこと。)

平成17年 3月 4日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずの中間処理(破碎処理)を追加したこと。)

平成19年11月25日 更新許可

平成23年 8月 9日 変更届出書受理

(1) 汚泥の固化施設(固定式及び移動式)に係る付帯設備及び処理工程(固化剤)を変更したこと

(2) 処分のための保管施設の概要を変更したこと

(以下、3枚目記載)

平成23年10月14日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に廃プラスチック類の中間処理（圧縮梱包施設）を追加したこと。）

平成24年11月25日 更新許可

平成27年 5月13日 変更届出書受理（造粒固化施設を1施設追加したこと。）

平成27年 9月 1日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

平成27年10月22日 変更届出書受理（破碎処理施設を2施設追加したこと。）

平成27年12月14日 事業範囲の変更許可（事業の範囲にがれき類の中間処理（破碎処理）を追加したこと。）

平成29年 5月24日 変更届出書受理（造粒固化施設を1施設追加したこと。）

平成29年11月25日 更新許可（優良認定）

令和 3年 2月18日 変更届出書受理

（1）移動式破碎施設を1施設追加したこと。

（2）移動式造粒固化施設を1施設追加したこと。

（3）移動式造粒固化施設の駐機場所を変更したこと。

令和 3年 4月 8日 変更届出書受理（代表者を佐藤謙吾から変更したこと。）

令和 3年 6月22日 変更届出書受理（移動式造粒固化処理施設Ⅳの駐機場所の表記を変更したこと。）

令和 3年 7月 7日 事業範囲の変更許可（事業の範囲にがれき類（セメント系固化剤等を添加した固化土に限る。）の中間処理（移動式造粒固化施設による造粒固化処理）を追加したこと。）

令和 4年 8月19日 変更届出書受理（移動式破碎処理施設を1施設追加したこと。）

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

COPY

（以下、裏面記載）

別表（保管施設の概要）

1 圧縮梱包施設に関するもの

所在地 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1、2番地2、2番地3

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	16.40	31.04	10.86	屋内保管
	廃プラスチック類	—	16.00	28.80	10.08	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	24.50	57.60	20.16	屋内保管

2 造粒固化施設 I 及び II に関するもの

所在地：岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	汚泥 (造粒固化施設 I 及び II)	—	137.55	435.23	435.23	屋内保管
処分後の保管	汚泥 (造粒固化施設 I)	—	185.24	688.87	688.87	屋内保管
	汚泥 (造粒固化施設 II)	—	上記のうち 112.12	上記のうち 416.95	上記のうち 416.95	

(以下、4枚目記載)



3 破碎施設に関するもの

(1) 破碎施設 I

所在地：岩手県一関市花泉町日形字日形山 2 番 1、2 番 2、2 番 3

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	29.00	60.90	21.31	屋内保管 (破碎処理棟)
		—	16.40	31.04	10.86	屋内保管 (手選別・圧縮処理棟)
	紙くず	—	11.20	23.52	7.05	屋内保管 (破碎処理棟)
		—	1.62	1.94	0.58	屋内保管 (手選別・圧縮処理棟)
	木くず	—	24.40	51.24	28.18	屋内保管 (破碎処理棟)
		—	1.62	1.94	1.06	屋内保管 (手選別・圧縮処理棟)
	繊維くず	—	4.00	11.20	1.34	屋内保管 (破碎処理棟)
		—	1.62	1.94	0.23	屋内保管 (手選別・圧縮処理棟)
	ゴムくず	—	1.00	2.00	1.04	屋内保管 (破碎処理棟)
		—	1.62	1.94	1.00	屋内保管 (手選別・圧縮処理棟)
	金属くず	—	7.09	14.89	16.82	屋内保管 (破碎処理棟)
		—	1.62	1.94	2.19	屋内保管 (手選別・圧縮処理棟)
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	8.51	17.87	17.87	屋内保管 (破碎処理棟)
		—	1.62	1.94	1.94	屋内保管 (手選別・圧縮処理棟)
廃石膏ボード	—	12.14	25.49	16.57	屋内保管 (破碎処理棟)	
上記の混合廃棄物（廃石膏ボードを除く）	—	31.00	58.20	15.13	屋内保管 (手選別・圧縮処理棟)	
処分後の保管	廃プラスチック類	—	29.18	61.29	21.45	屋内保管 (破碎処理棟)
	紙くず	—	11.20	23.52	7.05	
	木くず	—	24.40	51.24	28.18	
	繊維くず	—	3.10	4.80	0.57	
	ゴムくず	—	1.00	2.00	1.04	
	金属くず	—	7.00	14.70	16.61	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	28.31	59.45	59.45	
	廃石膏ボード	—	22.40	47.04	47.04	

(以下、裏面記載)

(2) 破碎施設Ⅱ

所在地：岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	45.40	91.94	32.17	屋内保管 破碎処理棟 手選別・圧縮梱包処理棟 ※1
	木くず	—	26.02	53.18	29.24	屋内保管 破碎処理棟 手選別・圧縮梱包処理棟 ※1
	廃石膏ボード	—	12.14	25.49	16.57	破碎処理棟※2
	紙くず	—	12.82	25.46	7.63	屋内保管 破碎処理棟 手選別・圧縮梱包処理棟 ※1
	繊維くず	—	5.62	13.14	1.57	屋内保管 破碎処理棟 手選別・圧縮梱包処理棟 ※1
	混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず） （廃石膏ボードを除く）	—	31.00	58.20	15.13	屋内保管 手選別・圧縮梱包処理棟 ※2
処分後の保管	廃プラスチック類	—	29.18	61.29	21.45	破碎処理棟※1
	木くず	—	24.40	51.24	28.18	破碎処理棟※1
	廃石膏ボード	—	22.40	47.04	30.58	破碎処理棟※2
	紙くず	—	11.20	23.52	7.05	破碎処理棟※1
	繊維くず	—	3.10	4.80	0.57	破碎処理棟※1

※1 破碎施設Ⅰと兼用

※2 破碎施設Ⅰ及びⅢと兼用

(以下、5枚目記載)

(3) 破碎施設Ⅲ

所在地：岩手県一関市花泉町日形字日形山2番1、2番2、2番3

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分 のための 保管	コンクリートがら	1.925	52.65	26.81	39.67	屋外保管
	アスファルトがら	1.125	36.00	16.45	24.34	屋外保管
	その他がれき類	1.125	36.00	16.45	24.34	屋外保管
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	10.13	19.81	19.81	屋内保管 (破碎処理棟) (圧縮処理棟) ※1
	廃石膏ボード	—	12.14	25.49	16.57	屋内保管 (破碎処理棟) ※2
	混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) (廃石膏ボードを除く)	—	31.00	58.20	15.13	屋内保管 (圧縮処理棟) ※2
処分 後の 保管	コンクリート製品	1.925	85.95	55.15	81.62	屋外保管
	アスファルト製品	1.125	36.00	16.45	24.34	屋外保管
	その他がれき類	1.125	36.00	16.45	24.34	屋外保管
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	28.31	59.45	59.45	屋内保管 (破碎処理棟) ※1
	廃石膏ボード	—	22.40	47.04	30.58	屋内保管 (破碎処理棟) ※2
	金属くず	—	7.00	14.70	16.61	屋内保管 (破碎処理棟) ※1

※1 破碎施設Ⅰと兼用

※2 破碎施設Ⅰ及びⅡと兼用

以下余白